

1. 会合名	「内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング」（第 15 回）
2. 日 時	平成 25 年 1 月 11 日（金）午前 10 時 ～ 11 時 10 分
3. 議 案	1. 法人関係情報と関連情報等及び「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の考え方についてのご意見等 2. その他
4. 主な内容	1. 法人関係情報と関連情報等及び「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の考え方についてのご意見等 事務局より、『法人関係情報と関連情報等』にかかる概念図（資料 1）及び『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』の考え方についてのご意見等（資料 2）についての説明が行われ、大要以下のとおり意見交換が行われた。 本件については、本会合で出された意見等を踏まえ、事務局にて『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』の考え方（以下、「考え方」という。）を再修正し、その内容について再度検討することとなった。 （主な意見等） (1) 「法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報」（以下、「高蓋然性情報」という。）について ・ 「法人関係情報」と「高蓋然性情報」を分けて整理する方向性は理解できるが「高蓋然性情報」は具体的にどのような情報をイメージするのか、本ワーキング・グループの場で摺合せが必要ではないか。 → 「高蓋然性情報」の具体例を「考え方」で示していくという方法もある一方、本日配付した「考え方」の案文のように、各社での言葉の使い方が異なる現状を踏まえて「高蓋然性情報」の概念のみを示すという方法もあると思われる。その点も踏まえて今後更なるご議論をいただきたい。（事務局） ・ 「高蓋然性情報」は広範囲であるため、その定義を具体的に「考え方」で示すことは不可能と考える。そもそも法人関係情報の定義自体が不明瞭であることもあり、各種情報を前広に捉えて「法人関係情報」として管理するか又は「高蓋然性情報」のような概念を別途設けて管理するかは、各社の判断に委ねることができる旨、「考え方」に示してほしい。 ・ 各種情報を前広に捉えて「法人関係情報」として管理している場合は、当該情報をより厳格に管理していると考えられることができるので、そのような運用を排除しない書き方にしてほしい。 ・ 「高蓋然性情報」を「法人関係情報」として前広に捉えてしまうと、「法人関係情報」の範囲がどこまでも広がってしまうのではないか。「法人関係情報」の幅を前広に捉えるというよりは、法令上の「法人関係情報」を確実に管理するために、「高蓋然性情報」を含めて管理の対象に入れる、ということで理解している。 → 「考え方」は、あくまで概念として、「法人関係情報」と「高蓋然性情報」の 2 つがあることをお示しするためのものであり、その管理方法を規定するものではない。すなわち、その管理方法は基本的に各社に委ねられることになる。「法人関係情報」に「高蓋然性情報」を含めて管理しなければならないということでもないし、「法人関係情報」と「高蓋然性情報」を分けて管理しなければならないということでもない。（事務局） ・ 「高蓋然性情報」は管理すべきものであり、「示唆情報等」は伝達してはならな

	いものとする。それぞれの情報は性質が異なるので、「関連情報等」として一括りにすべきではないと考える。 → ご指摘いただいた点は「考え方」における規則第4条「社内規則の制定」や第6条「法人関係情報の管理」における書きぶりに依るところが大きい。よって、当該書きぶりを具体的に検討する際、「関連情報等」と一括りに記載した方が良いか又は現行のまま別々に記載した方が良いかという議論をさせていただきたい。（事務局） ・ 営業部門の者には前店に情報を登録させ、伝達制限の対象とした上で、「法人関係情報」に該当するかどうかは管理部門で判定し、該当すると判定された場合は、例えば役職員の売買管理等に利用するという運用もあると思う。このような運用を前提とすれば、「法人関係情報」とそれ以外の情報を分けて定義する考えは理解しやすいと考える。 ・ 「高蓋然性情報」についても、消滅の基準を示してほしい。 → いただいた意見を参考にして、「考え方」を修正し、再度相談させていただきたい。（事務局） 2. その他 事務局より、『『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』の考え方』の案文に対してワーキングメンバーから寄せられた意見（資料2に記載の意見を除く。）の概要について紹介が行われた（意見の内容については、資料3を参照）。 以 上
5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制企画部（03-3667-8470）